

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	四月二十七日のパプコメにおける改正案
<p>(略)</p> <p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 1～4 （略）</p> <p>第 5 放送関係</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 受信障害対策中継放送を行う放送局</p> <p>中波放送（受信障害対策中継放送）、超短波放送（受信障害対策中継放送）、超短波文字重放送（受信障害対策中継放送）及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）を行う放送局（以下この項において「受信障害対策中継局」という。）の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 <u>（同 1 の(3)に掲げる事項を除く。）</u>の基準により行う。</p> <p>(1) 受信障害対策中継局の免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再放送を行う団体を基本とし、当該放送局の業務を公正かつ的確に運用することができる者であること。</p> <p>(2) 放送の受信障害解消を図るため、次の区域において開設されるものであり、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。</p> <p>ア 放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域</p>	<p>(同左)</p> <p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 1～4 （同左）</p> <p>第 5 放送関係</p> <p>1～5 （同左）</p> <p>6 受信障害対策中継放送を行う放送局</p> <p>中波放送（受信障害対策中継放送）、超短波放送（受信障害対策中継放送）、超短波文字重放送（受信障害対策中継放送）及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）を行う放送局（以下この項において「受信障害対策中継局」という。）の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の基準により行う。</p> <p>(1) 受信障害対策中継局の免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再放送を行う団体を基本とし、当該放送局の業務を公正かつ的確に運用することができる者であること。</p> <p>(2) 放送の受信障害解消を図るため、次の区域において開設されるものであり、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。</p> <p>ア 放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域</p>

イ 山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再放送する区域

ウ 地下街等において、基幹放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない区域

エ 他の基幹放送局等からの電波により受信障害が発生している区域

(3) 受信障害対策中継局の放送の中止事故の際、早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていること。

(略)

イ 山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再放送する区域

ウ 地下街等において、基幹放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない区域

エ 他の基幹放送局等からの電波により受信障害が発生している区域

(3) 受信障害対策中継局の放送の中止事故の際、早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていること。

(同左)